

## 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の運用について

熱中症対策に資する現場管理費補正の行うため、試行要領の運用に際して必要な事項を定める。

### 1 実施方法

- ① 発注者は仕様書において、試行対象工事であることを明示する。
- ② 受注者は、施工計画書に若しくは協議書にて、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した書面を提出し、発注者の承諾を得る。なお、報告方法については、受注者の任意様式とする。  
※参考様式として、別紙①を示す。
- ③ 受注者は、工事期間内における真夏日の発生状況を記載した書面を発注者と事前に協議した期日までに提出するものとし、これ以降の真夏日の発生日数は考慮しないものとする。
- ④ 監督員は提出された書面を確認し、現場管理費補正率を算出し、最終変更設計書に反映するものとする。

### 2 気温の計測方法等

- ① 気温は、施工現場から下記気象庁の地上気象観測所のうち最寄りの地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることが出来る。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

観測所

- 1) 中津地域気象観測所
- 2) 院内地域気象観測所
- 3) 玖珠地域気象観測所

- ② 森林整備保全事業設計積算要領を用いて工事費の算出している工事については、気温の補正をするものとする。なお、算出式は下記のとおり行うものとする。  
ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

補正後の気温(°C) = 気温(°C) - 標高差(m) × 0.6 / 100 (m)

※補正後の気温は、主数点第2位四捨五入1位止めとする。

また、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

### 3 算出式

補正值及び現場管理費の算出は、試行要領に記載した算出式にて計算することを基本とするが、工事費算出にあたり使用した積算要領及び参考資料等において、別途算出式が明示されている場合においては、その積算要領及び参考資料等の式を使用するものとする。